

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
※区処理欄			
特別徴収義務者 指 定 番 号		※区市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号			
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係		
	氏 名		
	電 話	(内線)	
異 動 の 事 由	未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続	円	
	2. 一括徴収 (1月以降は必須)		円
	(月分 で 納 入)		
	(月 日 納 期 分)		
	3. 普通徴収		
	※「8. その他(特別徴収不可)」を選択した場合は、次のい ずれかの理由を必ず記入してください。		
	1 (普C)	給与が少なく税額が引けない	
	2 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月ではない)	
3 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		
そ の 他	(理由)		

世田谷区長あて		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒																			
____年____月____日提出			フリガナ																				
			氏名又は名称																				
			代表者の職氏名																				
		個人番号 又は法人番号																					
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日																	
フリガナ			受給者番号	円	月から	月から	. .																
氏 名	(旧姓)				月まで	月まで																	
生年月日			年	月	日	円	円																
個人番号																							
1月1日 現在の住所																							
給与の支払を受け なくなった後の住所																							

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定			相 続 人 の 氏 名 等		
1. 異動が ____年 12月 31日 までで、申出があったため (____月 ____日 申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄	
		円	円	住所		
2. 異動が ____年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		円	円	電話		
		円	円			

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び 電話番号	課・係	新しい勤務先では		※区記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒		氏 名	月割額 _____ 円を		
フリガナ			電 話	____月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称			(内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名			納 入 書 要 ・ 不 要			
			異動者の新受給者番号	(税額決定通知への記載が必要であれば記入してください)		

【提出先】 〒154-8554 世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所課税課特別徴収係

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 2 「転勤、再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 3 「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先に送付してください。
 4 「前勤務先が個人事業主の場合」の欄の「給与所得者」の欄の「個人番号」は、記載しないで新勤務先に送付してください。
 5 「新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。」の欄の「個人番号」は、記載しないで新勤務先に送付してください。
 6 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。